

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 8 月 6 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25370782

研究課題名(和文)近世王権論の再検討－「寺法」を通じて

研究課題名(英文)Reconsideration of modernized world royal authority theory

研究代表者

吉田 昌彦 (YOSHIDA, MASAHIKO)

九州大学・比較社会文化研究院・教授

研究者番号：10141946

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：寺社法度や法然の大師号宣下の分析などにより古代以来の「王」である天皇が徳川将軍家を最高の「権門」としてその下に置いていたこと、権威(官位)の淵源は天皇に俟つものの徳川将軍(封建王)が、権威(官位)の分配においては基本的に支配していたことを明らかにした。また、寺法と「国法」との関係では、天皇に正統性を仰ぐ身分に関しては寺法は一定の不可侵性を有しているものの封建王の知行宛行いの延長ともいべき領域支配については既得権がない限りは抗担性をほとんど有していないことを指摘し、かかる寺法と「国法」との関係性は、幕藩制国家における二つの「王権」システムの並存を投影したものであると結論した。

研究成果の概要(英文)：The emperor who was the "King" since ancient times kept Tokugawa Shogunate under the best "authority" under the authority, the source of authority (government level) was the authority of the emperor general Shogun Tokugawa (feudal king) ) In the distribution of fundamentally controlled that it had dominated based on the analysis of the shrine house law and the proclamation of the Taishi(大師) degree.Regarding the relationship between the Temple law and the "clan law", although the temple law has certain inviolability with respect to the status of seeking legitimacy to the Emperor, although the Temple law has certain inviolability, domination of territories He pointed out that he has little judicial power unless there is a vested right.I concluded that the relationship between this Temple law and the "clan law" is a projection of the coexistence of two "kingship" systems in the curtain clan country.

研究分野：日本史

キーワード：寺法 王権システム 権門 権威の淵源 権威の支配

### 1. 研究開始当初の背景

日本近世の王権に関する研究は個別史料の分析の進展にともない長足の発展を遂げているが、個別実証に比重が傾き通史的研究の比重が低下している。このため、前近代の天皇制に関して通時的理解の基礎を築こうとしたものである。

### 2. 研究の目的

本研究は、幕藩制国家の王権の在り方として将軍と天皇とをそれぞれ「王」とする王権システムが並存していたと理解してよいか、という問題に関し、その当否を検証する。

### 3. 研究の方法

二つの王権システムが最も交錯していると予想される宗教分野に的を当てて検討することとし、諸宗派にかかわる史料分析により同国家の「寺法」が中世の権門体制に由来する部分と公儀権力に由来する部分とに分割できるか、もし、弁別できるのであれば、それらがどのような法体系として構造を持ち、寺院・朝廷・幕府・藩により運用・対応されたかを見ることにより二つの王権システムが並存していたかを明らかにすることとする。

この検討を通じ、中世から近世にかけての法の連続性・断続性を考察し、「王権並存論」「複合国家論」の当否を見極めるとともに幕末における天皇の上昇の前提を明らかにしたい。

### 4. 研究成果

(1) 幕藩制国家において中世由来の権門体制が残存していることを検証するために、徳川將軍家の元服儀礼などを分析し、徳川將軍家が最高の「権門」として天皇の下にあったことを確認したが、その結果は次のとおりである。

徳川將軍家の元服儀礼に関する朝幕交渉において、律令制的官位制度にもとづく有職故実・先例や家例が原理として貫徹していたこと。

官位叙任儀礼において天皇と將軍との間の君臣関係が確認できること。

徳川家光は、摂関家や鎌倉・室町両幕府の將軍家世嗣の元服例に倣った正四位中将の叙任と明らかに差がつく「直叙従三位直任大納言」、さらには「叡慮」による正二位への「推叙」により徳川將軍家が摂関家より明らかに優越する家格を確立したこと。

天皇を「王」とする「王権」システムにおいて徳川將軍家を天皇の下、最高の「権門」

として確立している。

天皇や上皇が「御冠」「烏帽子」「御懸緒」を徳川將軍家に贈っていることは徳川將軍家の家格を上昇させていること。

国家システムとしての叙任権者は天皇であるが、「直叙従三位直任大納言」「推叙正二位」という官位を実質的に選択決定しているのは徳川家光であったこと。

「直叙従三位直任大納言」「推叙正二位」という官位を実質的に選択決定しているのは徳川家光であるものの、この事象も、家光はいかなる「勢力」を有そうとも飽くまでも天皇の「君主」としての叙任を仰ぐ「朝臣」であるため、天皇を「王」とする「王権」システムの埒内にあること。

(2) 東照宮信仰成立に関する朝幕共通の公的理解と考えられる『東照社縁起』、神階の授与・遷宮などの国家的儀礼を検討することにより東照宮信仰が国家システムとして幕藩制国家下の王権と如何なる関係を有していたかを分析し、幕藩制国家において中世由来の権門体制が残存していることを検証したが、その結果は次のとおりである。

徳川將軍を「王」とする信仰体系とされてきた同信仰の国家的成立も、徳川家康の発意にもとづく徳川將軍家の私的祭祀から天皇の「祭祀王」とする国家的祭祀体系への上昇・定置にあったのであり、国家的信仰体系としての東照宮信仰は、第一義的には「徳川王権」の信仰体系ではなく「天皇王権」の信仰体系として徳川幕府により成立せしめられたといえる。

幕府の東照宮信仰が徳川將軍家の当主を「王」とする信仰体系ではなく天皇を「王」とする信仰体系であったことは、公儀権力者（「封建王」）はその最強最大の暴力装置を梃子として権力部分を掌握し領地の宛て行いなど権力の分配を行うとともにイデオロギー装置において武家当官外制度や紫衣事件に代表されるように官位・身分的標章など

「権威の分配」に関する権能をも基本的に掌握し得ても、「封建王権」は、権力の正当性・封建領主階級上層の国家的身分編成・宗教の国家的編成における「法源」としては脆弱であり、古代王権に源を發し中世権門体制において国家的統一機能を果たしてきた天皇が有する「権威の淵源」としての機能に依存せざるを得なかったことに規定されていたことに規定されていたのであり、幕藩制国家において、本来的には「封建王」の宗教体系の東照宮信仰が「祭祀王」としての天皇のもとで国家的祭祀に編成されたことは、上述した権威をめぐる二つの王権の図式の証左になるものであり、同国家において中世権門体制的要素が残存していたと考えられる。

(3) 元和元年7月「徳川家康署判浄土宗諸法度」において、その本質は、公儀権力者（「封建王」）による浄土宗教団統制法令であり、基本的に公儀権力者を「封建王」とする王権システムに属するものであったが、この法度には、僧位規定など天皇を「王」とする王権システムをこの法度に嵌入させており、同法度に、二つの王権システムの要素を見出すことができる。僧位規定など天皇を「王」とする王権システムをこの法度に嵌入させていることは、公儀権力者を「王」とする王権システムにおいて、統一的な国家的身分編成を正当化し権威づける固有の「淵源」が欠落していたことを示す証左である。

(4) 法然房源空の国師号贈号問題においても、徳川将軍は、浄土宗教団の大旦那として朝廷に対し寺社伝奏としての役割を果たしている。このことは、徳川将軍が権門体制由来の国家的宗教システムに即して行動していたことを示している。この時、徳川将軍は、浄土教教団に対し、大師号の「仰出」を行っているが、この「仰出」は大師号という社会的資源の配分決定「通知」とも云うべきもので大師号授与自体は天皇の決定・発令を俟た

ざるを得ない国家システムになっている。また、大師号の具体的名称に関して、勅許されていたものを幕府の都合で「圓光」に変更されている。

これらの事実から、僧位といった権威に関わる社会的資源に関し、公儀権力者が、その勢力を基礎として資源配分について支配しながらも、正当性（権威）の「淵源」性を有する天皇の発令を俟たなければならないという図式を看取できるのであり、徳川将軍が寺社伝奏の役目を果たしてことと相俟って、法然房源空に対する贈号が、天皇を「王」とする国家システムの即して行われたことを意味している。

(5) 寺法と「国法」との関係については、次のような知見を得た。

宗法に関する違反は、個別領主が本寺に通知するのみで寺法に則した本寺の処断に委ねていること。

自領での僧侶・寺院が関わる犯罪事案について個別領主は裁判権を有していたが、同権には本寺の副次的裁判権（個別領主の司法判断に対する拒否権）を前提とした本寺への通知義務を伴うとともに幕府の上位裁判権を前提とした報告の可能性をもなっていたこと。

教団に属する僧侶への個別領主による裁判権行使は、僧侶が自領の「人別」に登録されていることを根拠としているという「属籍主義」に立脚していること。

の通知義務は、僧侶の身分に関わらない「軽き咎」については免除され個別領主の「手前仕置」に委ねられるようになり個別領主の裁判権が強化されていること。

個別領主の本寺への通知義務の本質は、「国法」にもとづく個別領主による領主裁判権の行使が、僧侶の身分変動・「格別之寺格」の毀損につながる可能性がある場合においては本寺が有する副次的裁判権（教団内の身分編成権・統制権に基づく拒

否権)を個別領主の司法判断に対して必ず発動させることができることにすることになり、そのための法的手続きものと考えられること。

幕府は、寺法における教団内の身分編成権・統制権を尊重するとともに個別領主による領内寺院の人事への容喙を禁止していたこと。

幕府・個別領主は、寺法に沿った僧侶・寺院の格式上昇に応じた礼遇の厚礼化を否定しないが、公家との養子関係など寺法の範疇外の要因については礼遇の変更を行っていないこと。

～ の点から、幕府は、宗法については「国法」の関与を排除し寺法に委ねるとともに僧侶の身分や寺院の格式に関わる事項については「領内人別」の者であることを根拠として「国法」による個別領主の「手前仕置」を認めていた。が、同時に「寺法」にもとづく本寺の副次的裁判権をも許容しており、さらに両者の上に幕府が上位裁判権を有していたといえる。

かかる下位審における複数の裁判権の並存は、僧侶が、「領内人別」の登録者と教団構成員の何れでもあるという両属関係の反映ともいえるが、本寺が有する裁判権(その基礎となっている教団内の身分編成権・統制権)は、古代・中世の本所法の二要素である荘園法と家務法のうち、家務法の部分が近世の変容を遂げて存続していたものと考えられ、治教権を制度化した寺法の根幹部分として、統教権の貫徹を基本的に指向する近世の領主法「国法」を掣肘している。このように中世権門体制下の治教権に基づく家務法がこの部分において近世の変容を遂げながらも継承され、その身分(僧綱)の上位部分が天皇の權威に「淵源」し天皇を「王」とする王権システムの枠内にあることを考え併せると、本寺が有する副次的裁判権は、個別領主権力からの攻撃に

対する同王権システムの「不可侵性」を一定程度、表している。

他方、支配のための暴力装置を不可欠な領域支配の分野では、中世権門体制下とは異なり暴力装置を失ってしまった寺院は、公儀権力者を「封建王」とする王権システムに包含される個別領主権力に対し、既得権がある場合を除き全くの劣位に立たされていたと評価できる。

(6) 幕藩制国家は、公儀権力による封建的土地所有の統一的編成を本質とする近世的封建国家を主としながらも、官位制度など上部構造に限っていうと、中世の権門体制的部分＝国家統合機能も残存していた『複合国家』ともいうべきもので、二つの「王権」に象徴される相矛盾する国家原理を、権力と權威という相異なる領域に二つの「王権」をそれぞれ限定することにより、国家としての整合性を確保している。

(7) この二つの王権システムの並存のなかにあって、本来、官位という国家的正当性・序列編成に関する社会的資源に関しては、その正当性(權威)の『淵源』性を公儀権力者(封建王)は有しておらず、同『淵源』たる天皇を『王』とする『王権』システムのなかに『朝臣』として自己を定置し、自身が有する勢力(軍事力・経済力・政治力の総体)を基礎として官位といった權威に関わる社会資源をいかに配分するか、という権力分野に関してのみ支配を行っている。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 3件)

吉田昌彦「近世寺法に関する素描『王権論』の立場から」単著 2017年3月『九州文化史研究所紀要』第60号 17～54頁。

吉田昌彦「徳川将軍家の元服儀礼と幕幕交渉」単著 2016年12月『地球社会統合科学』第23巻第2号 13～27頁。

吉田昌彦「東照宮信仰に関する一考察—王権論に関連させて—」単著 2015年3月『九州文化史研究所紀要』第58号 1～79頁。

〔学会発表〕(計 0件)

〔図書〕(計 0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

吉田昌彦 (YOSHIDA, MASAHIKO)

九州大学・大学院比較社会文化研究院・教授

研究者番号：10141946

### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：

### (4) 研究協力者

( )